



令和5年12月20日

常滑市議会議員 井上 恭子 殿

常滑市議会議長 盛田 克己

政治倫理審査会の報告に基づく、文書による厳重注意

令和5年11月24日に設置した井上恭子議員に対する政治倫理審査会において、調査の結果、調査該当条項である常滑市議会議員政治倫理条例第3条第6項に規定する「公人としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実を摘示することによって他人の名誉を毀損する行為」及び同条第7号「議員としての品位と名誉を損なう行為」について、いずれの行為も事実として認定された。

ついては、今回の井上恭子議員の一連の行為に対し、猛省を命じるとともに、下記、要望事項を速やかに実行し、議員個々への信頼回復に努めるよう通達する。

最後に、井上恭子議員におかれては、市民福祉の向上、常滑市発展のために、引き続き尽力され、誰からも信用される常滑市議会議員として、日々研鑽に励み、人としても議員としても大きく成長することを期待したい。

記

【要望事項】

1. 井上恭子議員は、SNSに実名を晒した議員に謝罪すること
2. 井上恭子議員は、自身管理のSNSで虚偽と認定された記事を早急に削除すること
3. 井上恭子議員は、LINE及びメールで恐怖を与えた議員に対し謝罪すること
4. 井上恭子議員は、常滑市議会政治倫理条例第11条1項「審査対象議員は、第8条第3項の審査報告書において自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない」の規定を遵守すること

以上